



ONE for ONE TIMES

今日は憲法記念日です。憲法は、国民に対し、国政の在り方を最終的に決める力（【国民主権】）と【人口比例選挙】を保障しています。

【憲法改正の国会発議の要件は衆参で全く同等】

憲法96条1項は、**憲法改正の国会の発議**について、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」を必要としており、この**特別決議の要件は、参議院でも、衆議院でも、全く同等**です。

憲法96条1項は、**【各議院の総議員が選出される選挙の1票の投票価値が、相互に同等であること】**を前提としてと解されます。

衆議院議員選挙、参議院議員選挙、ともに、速やかな1人1票実現を！

【2022参院選】【「1票の格差」ではなく、「住所による1人0.33票の差別」をいかに広く国民に伝えられるか】

最高裁判所が、都道府県を各選挙区の単位とする「現行の選挙制度の仕組み自体の見直し」の必要性を明言（平成21（2009）年大法廷判決（参））してから、既に13年が経過しました。

平成29（2017）年大法廷判決（参）及び令和2（2020）年大法廷判決（参）は、投票価値の不均衡の是正が未完了のままであることを認めつつ、「更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示された」（平成27年改正法附則7条）ことを考慮して、当該各選挙の投票価値の不均衡は違憲状態ではないと判決しました。

【最高裁判所の役割】

憲法は、国の最高法規であり、憲法上、憲法に優越する法律は存在せず（憲法98条）、すべて裁判官も憲法に拘束されます（憲法76条）。裁判所の役割は、憲法を解釈し、政治が憲法の枠内で行われることを保障することです。

令和2（2020）年大法廷判決（参）は、「参議院選挙制度改革に際しては、その実現は漸進的にならざるを得ない面がある。」と記述しています。

確かに、選挙区割りの改定は議員の身分に直接関わる事柄であり、国会における合意の形成が容易な事柄ではない面があります（平成25（2013）年大法廷判決（衆）参照）。しかし、裁判所の役割が、憲法に反する法律を無効として憲法秩序を保つことである以上、裁判所は、投票日現在で投票価値の不均衡が生じている選挙を憲法違反である旨判決し、国会に対し、できるだけ速やかに違憲状態を解消させる義務を憲法上負っています。

立法府における漸進的な議論が許されるのは、あくまでも違憲状態を脱した後の段階であって、違憲状態のまま漸進的な議論が許されるということはありません。

【機は熟している - 各党派が示す具体的改革案】

参議院選挙制度改革に関する報告書（平成26（2014）年12月26日付選挙制度協議会報告書、平成30（2018）年5月7日付参議院改革協議会報告書）などによれば、参院の選挙制度改革協議会は、2010年～今日迄の**12年間、合区制案とブロック制案の二択**で議論しています。

平成30（2018）年報告書での各党派の参議院選挙制度改革案は以下のとおりです。

- 自民党 「改憲のうえ、合区解消」
- 民進党 具体案の提出ナシ
- 公明党 11ブロック制（1票の（最大）較差：1.13倍）
- 維新 11ブロック制（1票の（最大）較差：1.15倍）
- 共産党 9ブロック制

2011年、西岡武夫参院議長は、9ブロック制改定案（1票の（最大）較差：1.066倍）を検討会に提示していました。

合区制は**反対が強く**、自民党が「改憲のうえ、合区解消」の立場であることから、現憲法下では、これまで議論されている合区制案とブロック制案の二案のうちの、**ブロック制での合意**となるであろうと推測されます（公明党11ブロック制案につき下記全国地図（右）参照）。

【最高裁判所が投票価値の不均衡の選挙を違憲判断しないこと】

最高裁判所が「憲法は人口比例選挙を要請している」と判決し、一度、人口比例によって議席が再配分されれば（例えば、11ブロック制案の場合、最大較差は1.13倍前後となる。）、その後人口移動が生じた際も、5年ごとの国勢調査の結果により再調整を行えば、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の不均衡の発生は抑えられ得ると推察されます。

これまで国会は、最高裁判所が違憲判断すれば、是正のための立法を行ってきました。換言すれば、最高裁判所が違憲判断しない限り、違憲状態は続くでしょう。

【2022年参院選挙（選挙区）】

最高裁判所は、2017年、2020年と連続して、投票価値の不均衡が3倍にも上る参院選挙を違憲状態ではない（条件付合憲）と判決しました。

参議院選挙制度改革は2018年以降進展せず、今年7月の参院選（選挙区）は、前回選挙（2019年参院選）と同じ選挙区割りで行われます。

総務省発表令和2年9月現在の有権者数による選挙区間の1票の価値の最大較差は、

福井県の国民の1票の価値を1票とした場合、

- 宮城県の国民の1票の価値は、0.33票分**
- 山形県の国民の1票の価値は、0.70票分**
- 新潟県の国民の1票の価値は、0.34票分**
- 福島県の国民の1票の価値は、0.40票分**

です。隣接する上記4県で、1票の価値に上記の不均衡が生じています。

下記全国地図（左）をご覧ください。投票価値の不均衡は、都会対地方のみでなく、全国で生じています。このような地域性による1票の価値の不均衡は、1票の価値の住所による差別にあり、明らかに憲法に反します。

地域性により生じる投票価値の不均衡に合理性はありません（平成23（2011）年大法廷判決（衆）参照）。



【7つの違憲状態判決：違法判断の基準日は選挙時である。合理的期間は経過していない。】

高松高裁、大阪高裁、札幌高裁、仙台高裁秋田支部、名古屋高裁、福岡高裁、福岡高裁那覇支部



【7つの条件付合憲判決】

東京高裁、仙台高裁、広島高裁岡山支部、広島高裁松江支部、福岡高裁宮崎支部、名古屋高裁金沢支部、広島高裁

2010～2022年(参)の1票の(最大)較差の推移

【2010参(選挙区)での1票の最大較差・5倍】

鳥取・1票：北海道・0.21票

【2022参(選挙区・2合区)での1票の最大較差・3倍】

福井・1票：山形・0.70票 宮城・0.33票

新潟・0.34票 福島・0.40票

【左側の数字】(注1) → 【右側の数字】(注2)

(注1) 2010年7月参院選挙 (注2) 2022年7月参院選挙

(注1) 総務省発表：第22回参議院議員選挙結果票、平成22年7月11日現在の有権者数に基づく

(注2) 令和2年9月1日現在登録有権者数：総務省選挙関連資料

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_3/data/meibo/meibo_R02.html



【11ブロック制(公明党案)】1票の最大較差・1.13倍

ブロック名	都道府県	人口(H27年)	配当議員数	1票の較差	1票の価値
北海道	北海道	5,381,733	10	1.120	0.89
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	8,982,807	18	1.038	0.96
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉	14,130,880	26	1.131	0.88
南関東	千葉、神奈川、山梨	16,183,810	30	1.122	0.89
東京	東京	13,515,271	26	1.081	0.93
北陸信越	新潟、富山、石川、福井、長野	7,410,144	14	1.101	0.91
東海	岐阜、静岡、愛知、三重	15,031,201	28	1.117	0.9
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	20,725,433	40	1.078	0.93
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	7,438,037	14	1.105	0.9
四国	徳島、香川、愛媛、高知	3,845,534	8	1.000	1
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	14,449,895	28	1.074	0.93
合計		127,084,745	242		

(注) 平成30年5月7日付参議院改革協議会報告書76頁参照(H27年人口・定数242)



当国民会議は、2019年3月より、認定NPO法人として認定されました。これにより、当国民会議にご寄附をいただいた場合、寄付金控除等の税の優遇措置を受けることができます。

この意見広告は賛同者のご支援により掲載されました。引き続き、ご支援をお願いいたします。

振替口座 三井住友銀行 渋谷駅前支店【普通】4301426 郵便振替口座番号 00120-5-417561 名義：一人一票実現国民会議 ※クレジットカードでも受け付けております。詳しくはHPをご覧ください。

あなたの1票の価値が0.何票分かチェックしてみましょう。

https://www2.ippyo.org/ 一人一票 検索

お問い合わせ ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221 [合わせ] EmailとFaxのみで受付しております。 連絡先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票実現国民会議 公式ツイッターアカウント: @hitori_ippyo #ippyo サポーターによる応援アカウント 一人一票実現しよう! http://www.facebook.com/hitori.ippyo

認定NPO法人 一人一票実現国民会議